

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内



- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

令和4年3月30日（水）～

恩納村が確認書（または申請）を受理した日から2～3週間程度

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で恩納村に住民登録があって世帯全員の令和3年度の「**住民税均等割が非課税**」の世帯

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯

恩納村役場から
確認書が届きます（要返送）

発送時期：令和4年3月9日（水）

返送期限：確認書を発送した日から3か月

※一部申請が必要な場合があります。（非課税世帯該当か村で確認できない場合）

※令和3年12月10日時点で住民登録のある市町村から確認書が送付されます。

「申請」が必要です



申請期間：令和4年3月9日（水）～
令和4年9月30日（金）

※申請日時点で住民登録のある市町村に申請してください。

【申請書配布先】恩納村役場（福祉課）、村ホームページからダウンロード



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

住民税非課税世帯等に関する問い合わせ

総務課 ☎966-1200

家計急変世帯に関する問い合わせ

福祉課 ☎966-1207

受付時間 8:30～17:15

（12:00～13:00、土日祝日除く）

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください。